

News Release



RISURU

©2003, 2020 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO. L610088



2024年1月4日

『経営者保証』への取組方針」の公表について

多摩信用金庫（本店：立川市、理事長：金井雅彦）は、経営者保証に依存しない融資慣行の確立をさらに加速するため、『経営者保証』への取組方針」（以下、「取組方針」といいます。）を公表しました。

当金庫は、お客さまから経営者保証に関するご相談やお申し出をいただいた場合は、課題解決の一層の充実に資するよう取組方針に即して誠実に努めてまいります。

『経営者保証』への取組方針」

1. 基本方針

当金庫は、法人のお客さま向けのご融資に際し、以下のすべてに該当する場合においては、経営者保証を求めないご融資を検討します。

- ① 法人と個人の資産が明確に分離されていると認められる。
- ② 法人と経営者との間の資金のやりとり（役員報酬、配当、オーナーへの貸付等）が、社会通念上適切な範囲を超えていないと認められる。
- ③ 直近の決算が資産超過、かつ、直近2期の決算において連続して減価償却前経常利益が黒字。
- ④ 適時適切な財務・経営状況などの情報開示がいただける。

※ 信用保証協会付融資など、別に定めのある場合はその方針に従います。

2. 経営者保証をご提供いただく場合の対応

上記①～④に該当せず、経営者保証のご提供をお願いする場合には、ご理解とご納得を得ることを目的に、保証の必要理由と保証契約の変更・解除に必要な改善について具体的かつ丁寧な説明を行い、保証の変更・解除に向けた財務基盤の強化や経営の透明性の確保に向けた改善支援を継続的に行います。

また、経営者保証の必要性が解消されたと認められる場合には、ご相談等によりその必要性を再度判断いたします。

3. 保証債務整理時の対応

当金庫は、保証人がガイドラインに基づく保証債務の整理を申し出られた場合、一律に保証金額全額に対して行うのではなく、保証履行時の保証人の資産状況などを勘案し、請求の範囲を検討する等、ガイドラインに即して誠実に対応します。

(つづく)

4. 事業承継時の対応

当金庫は事業承継時において、前経営者の保証をそのまま残し、かつ、後継者を新規に保証人として追加する取り扱いは、債務者の事業承継という課題の解決に対する阻害要因となり得るという観点から、原則として行わないこととしています。

* 『『経営者保証』への取組方針』は、掲載ページ (<https://www.tamashin.jp/policy/guarantee.html>) を参照してください。

以上